



アブダビにおける COVID-19 に対する最近の措置

執筆者: 森下 真生

※本稿は、2020年6月1日時点の情報に基づいて執筆しております。なお、本稿は Afridi & Angell Legal Consultants のチャールズ・ラウバック氏により執筆されたものを、和訳したものです。(原典: http://afridi-angell.com/knowledge_detail.php?ids=471)

2020年5月30日、アブダビ・メディア・オフィスはツイッターを通じて、政府支援局が一部の活動に対する制限を緩和し、アブダビ政府関係者の就労・出勤に関する一連のガイドラインを発表したことを公表した。

以下のガイドラインは、2020年6月1日から施行され、対象は12歳から60歳までに限定されている。すべての者が、社会的距離の確保(他者との2メートルの距離確保)、マスクの着用、アブダビで毎日実施されている国家消毒プログラムの時間遵守(午後10時から翌朝午前6時まで)といった予防措置に従う必要がある。

I. アブダビにおける活動制限の緩和

- モール及びモール内レストランの収容可能人数を40%に増加する。
- ホテルのビーチ、博物館、モール外のレストランは40%のキャパシティで営業を再開する。
- 乗馬、サイクリング、クリケット、ランニング、ゴルフ、テニス、セーリングなどのアウトドアスポーツや個人スポーツが再開される。

II. アブダビ政府関係者の就労及び出勤ガイドライン

- 職員の35%以下に対して、官公庁内での勤務が許可される。
- ペーパーワークは避けるべきである。
- マスク及び手袋は常に着用する。
- 祈祷室及び共有エリアは引き続き閉鎖する。
- 職員と顧客との間の距離を保つため、ガラスの仕切り板を設置しなければならない。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

- 職員は、出勤前に検温を行うこと、公共交通機関の利用を避けることを求められる。
- 勤務開始時、検温が再度実施され、QRコードをスキャンする。
- COVID-19の陽性反応、又は症状が出ている人と同居している職員については、慢性的な基礎疾患を持つ職員や家族の介護を必要とする職員と同様に、職場復帰を免除される。

アブダビ内外の移動制限

次いで、2020年5月31日、アブダビ・メディア・オフィスは、国家緊急危機管理局によって発表された首長国内外の移動に関する規制を公表した。

アブダビ各地域内(アブダビ、アルアイン、アルダフラ)の移動及びアブダビ首長国内外への移動は、明日(2020年6月2日)から1週間禁止される。この禁止令は、UAE国民を含むすべての居住者が対象となる。

この移動制限は、重要セクターの従業員や、通院の必要がある慢性疾患患者、及び必要物資の輸送に対しては適用されない。

各地域の居住者は、アブダビで毎日行われている国家消毒プログラムのタイミング(午後10時から翌朝午前6時まで)に従って(注:当該時間帯を除いて)、当該地域内を移動することを許される。

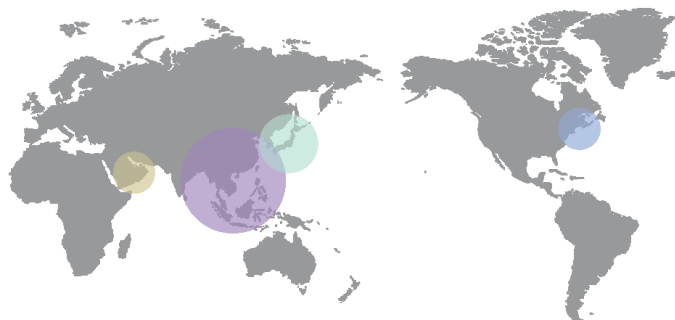


もりした まさお
森下 真生

西村あさひ法律事務所 弁護士/Head of Japan Desk in Dubai
m_morishita@jurists.co.jp

2004年弁護士、2014年ニューヨーク州弁護士、2018年 UAE ドバイ首長国弁護士各登録。

2010-2011年総合商社法務部(東京)、2012-2013年英国法律事務所(ロンドン)、2013-2016年総合商社電力部門(ドバイ)、2018年より UAE 法律事務所(ドバイ)各出向。UAE ドバイ駐在7年目、同地を拠点に中東・アフリカ関連業務に専従。



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200

Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646

E-mail info_dubai@jurists.jp

森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228

E-mail info_bangkok@jurists.jp

パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@jurists.jp

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@jurists.jp

首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@jurists.jp

カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@jurists.jp

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@jurists.jp

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@jurists.jp

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s_okada@jurists.co.jp

代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。